



夜間開館のお知らせ

毎週水曜日は、夜間開館日です。
夜 8 時まで開館しています。

今月の一冊



人と共に生きる日本の馬
高草 操 / 里文出版

日本の在来馬や馬と深い関わりがある人々や土地を訪ね歩いて取材・撮影。地域に生きる馬の姿と、馬と人との絆や縁を浮き彫りにする。歴史上の名馬と人との交流の実態も掘り起こす。

アニマル号 (移動図書館車) 運行日程

| | | |
|-------|---------------|---------------|
| 8月19日 | 12:45 ~ 13:10 | 新冠中学校 |
| 20日 | 10:10 ~ 10:30 | 朝日小学校 |
| | 11:00 ~ 11:15 | 太陽郵便局 |
| 21日 | 12:50 ~ 13:20 | 認定こども園ド・レ・ミ |
| | 15:05 ~ 15:35 | 新冠小学校 |
| | 15:40 ~ 15:55 | 町民センター前 (児童館) |
| 9月3日 | 10:10 ~ 10:30 | 朝日小学校 |
| 10日 | 10:30 ~ 11:00 | おうらの郷 |
| 11日 | 12:50 ~ 13:20 | 認定こども園ド・レ・ミ |
| | 15:05 ~ 15:35 | 新冠小学校 |
| | 15:40 ~ 15:55 | 町民センター前 (児童館) |

※状況により運行が変更・中止となる場合があります。

新着ガイド

| | |
|------------------|------------|
| パソコン最強時短仕事術 | 守屋 恵一 |
| かくされてきた戦争孤児 | 金田 茉莉 |
| 香港はなぜ戦っているのか | 李 怡 |
| 火山の科学 | 西川 有司 |
| 日本の海岸植物図鑑 | 中西 弘樹 |
| 冷たい麺の本 | みない きぬこ |
| ベアーズ島田キャンプのサボリ飯 | ベアーズ島田キャンプ |
| 評伝古関裕而 | 菊池 清麿 |
| 野村克也の「人を動かす言葉」 | 野村 克也 |
| 掟上今日子の設計図 | 西尾 維新 |
| ぬいぐるみとしゃべる人はやさしい | 大前 粟生 |
| 流人道中記 上・下 | 浅田 次郎 |
| アイヌの物語世界 | 中川 裕 |
| いかがなものか | 群 ようこ |

☆事業の中止について

新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、8月に開催を予定していた【びっくり箱のおはなし会】と【赤ちゃん絵本の読み聞かせ】を中止します。

☆利用制限の一部緩和のお知らせ

8月1日より、下記のとおり利用制限が一部緩和となりました。

- 長時間滞在の自粛をお願いします。
 - インターネット検索用のパソコン利用を再開
 - 学習机の利用を再開 (申込制)
- 引き続き、AV資料の館内視聴は不可とします。
今後の状況により、制限内容が変更となる場合があります。

●問い合わせ先 レ・コード館図書プラザ ☎ 0146・45・7777

☆新着DVD・大活字本のご案内

DVDはひとり3点まで1週間、本は冊数の制限はなく2週間借りられます。

DVDのご返却は必ずカウンターへお願いします。

【DVD】

- 『バーレスク』(洋画/ミュージカル)
- 『菜』(邦画/ヒューマンドラマ)
- 『おじゃる丸スペシャル さらばまっつりの日々よ』(アニメ) ほか

【大活字本】

- 『故郷忘れじがたく候』司馬 遼太郎
 - 『銀二貫 上・下』高田 郁
 - 『なつかしい時間』長田 弘 ほか
- ※大活字本は文字が大きく読みやすいよう考慮した図書です。



役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その2

町民生活課からのお知らせ

～児童扶養手当の受給者は

8月中に届出が必要です～

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活の安定・自立促進に寄与することにより、その家庭において養育されている子どもの福祉増進のために支給される手当です。

婚姻の解消や配偶者の死亡によりひとり親となり、子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、障がいがある場合は20歳未満まで)を監護する母や父などに支給されます。

○提出書類

- ・児童扶養手当現況届
- 【全ての受給者】
- ・一部支給停止適用除外事由届
- 【次の①～④に該当する方】



- ①支給開始月から5年を経過する予定の方(※)
 - ②支給要件に該当した日の属する月から数えて7年を経過する予定の方(※)
 - ③認定請求時に児童が3歳未満だった場合は、児童が3歳に達した日の属する月の翌月初日から数えて5年を経過する予定の方(※)
 - ④既に上記①～③の期間を経過した方
- ※令和2年8月から令和3年7月までの間に期間を経過する方が対象です。

※提出がない場合は手当額の一部又は全部が停止される場合があります。

～ペットの飼育と糞の後始末等について～

町内の特定の場所でペットの糞の放置や餌付けにより野良猫が増加して、困っているとの相談が寄せられています。

「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」により、飼い主の遵守事項として、飼主が必要な措置を講ずる義務が課せられています。

ペットの世話を最後までできない方は、飼うことは勿論、餌付け行為も許されるものではありません。知らないうちに周り近所の噂となり、場合によっては指導や罰金刑となる場合がありますので、迷惑を掛けない飼育を心掛けましょう。

～野外焼却(野焼き)禁止について～

家庭用の焼却炉、ドラム缶、土管などのごみの焼却は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で原則禁止されています。

違反者は5年以下の懲役もしくは罰金又は両方が科せられます。さらに法人は両罪規定(違反した従業員とともに法人も罰する規定)により罰金が科せられますので絶対にやめましょう。

例外として農家の火入れ(枯草焼き、稲わら焼き)などの野焼きは、役場産業課への事前の届け出が必要です。

～令和2年7月豪雨災害義援金受付中～

被災された方々の支援に役立ててもらうため、義援金を受け付けています。

●日本赤十字社北海道支部新冠分区

- 【受付窓口】
- 役場町民生活課内 (☎ 0146-47-2112)
- 【受付期間】
- 令和2年7月7日～令和2年12月28日

●新冠町共同募金委員会

- 【受付窓口】
- 社会福祉協議会内 (☎ 0146-47-2130)
- 【受付期間】
- 令和2年7月13日～令和2年12月28日

～献血にご協力をお願いします～

移動献血車「ひまわり号」が下記の日程で来町します。

400ml献血は、患者さんの輸血副作用を軽減することにつながり、医療の現場では、安全が高まる400ml献血の需要が増えてきていますので、患者さんの要望に十分応えるために400ml献血にご協力をお願いします。

- ・日時 令和2年9月24日(木)
- ・場所 農協前 午前10時から午前11時30分
- 役場前 午後1時から午後4時
- 問い合わせ先：町民生活課町民生活グループ ☎ 0146・47・2112